

## イベント等の開催方針の見直しについて

## 新

## イベント等の開催方針について

岐阜市における方針（案）（3月12日時点）

岐阜市主催のイベント、各種講座（以下「イベント等」という。）について、3月25日まで、次のとおり対応する。

- 全て（屋内・屋外）のイベント等については、原則として延期又は中止する。
- ただし、卒業式、各種健診など、イベント等で、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、次に掲げる感染予防対策を徹底した上で実施する。

- ・ イベント等の開催規模（人数）を縮小すること。
- ・ イベント等の開催時間を短縮すること。
- ・ 風邪のような症状のある人に参加自粛を要請すること。
- ・ 咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・ 食事を提供しないこと。

今後、国からイベント等の開催について詳細が示された場合、感染が拡大した場合等には、新たな方針を示すこととする。

## 旧

## イベント等の開催方針について

岐阜市における方針（2月27日時点）

岐阜市主催のイベント、各種講座（以下「イベント等」という。）について、当面3月15日まで、次のとおり対応する。

- 全て（屋内・屋外）のイベント等については、原則として延期又は中止する。
- ただし、卒業式、各種健診など、イベント等で、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、次に掲げる感染予防対策を徹底した上で実施する。

- ・ イベント等の開催規模（人数）を縮小すること。
- ・ イベント等の開催時間を短縮すること。
- ・ 風邪のような症状のある人に参加自粛を要請すること。
- ・ 咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・ 食事を提供しないこと。

今後、国からイベント等の開催について詳細が示された場合、感染が拡大した場合等には、新たな方針を示すこととする。

## 市有施設の対応方針の見直しについて

## 新

市有施設の対応方針（案）（3月12日時点）

市有施設については、3月25日（水）までの間、以下の対応とする。

【スポーツ施設】（3月1日（日）から）

1 個人の利用については、休止する。

（主な施設：トレーニングルーム、テニスコート等）

2 団体の利用については、原則として中止又は延期を要請する。ただし、中止又は延期ができない場合は、次の感染予防対策を徹底して行うよう要請する。

- ・開催規模（人数）を縮小すること。
- ・開催時間を短縮すること。
- ・風邪のような症状のある人に参加自粛を要請すること。
- ・咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・食事を提供しないこと。

（主な施設：総合体育館、野球場等）

【主に児童・高齢者が利用する施設】（3月2日（月）から）

1 児童・高齢者を対象とする施設は、休館・一部利用停止とする。

（主な施設：図書館、科学館、児童館、老人福祉センター等）

## 旧

市有施設の対応方針（2月29日時点）

市有施設については、当面3月15日（日）までの間、以下の対応とする。

【スポーツ施設】（3月1日（日）から）

1 個人の利用については、休止する。

（主な施設：トレーニングルーム、テニスコート等）

2 団体の利用については、原則として中止又は延期を要請する。ただし、中止又は延期ができない場合は、次の感染予防対策を徹底して行うよう要請する。

- ・開催規模（人数）を縮小すること。
- ・開催時間を短縮すること。
- ・風邪のような症状のある人に参加自粛を要請すること。
- ・咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・食事を提供しないこと。

（主な施設：総合体育館、野球場等）

【主に児童・高齢者が利用する施設】（3月2日（月）から）

1 児童・高齢者を対象とする施設は、休館・一部利用停止とする。

（主な施設例：図書館、科学館、児童館、老人福祉センター等）

キャンセルに伴う使用料の返還方針の見直しについて

新

キャンセルに伴う使用料の返還方針（案）

・新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント等に関する施設の使用料については、基本的に使用料を徴収しない。

対象期間：令和2年2月26日（水）～3月25日（水）

旧

キャンセルに伴う使用料の返還方針

・新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント等に関する施設の使用料については、基本的に使用料を徴収しない。

対象期間：令和2年2月26日（水）～3月15日（日）

新型コロナウイルス感染症流行時における  
岐阜市行政機能の確保に関する行動計画

令和2年3月

岐阜市

## 1. 本計画の目的

本計画は、本市における職員等の感染防止策、業務の優先度に関する基本的な事項を定め、新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、もって流行時において行政機能の停滞による市民生活への影響を最小限に抑えることを目的とする。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は必ずしも予測どおりに展開するものではなく、流行の形態も様々であると予想されるため、その都度の情勢の変化を踏まえながら、随時、計画の見直しを行う。

なお、一般市民の感染防止等に関しては、「岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成26年9月決裁)にしたがって対策を講じる。

## 2. 新型コロナウイルス感染症への備え

### (1) 情報収集及び周知方法の整備

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する情報を内閣官房、厚生労働省、外務省、県等の行政機関から入手するとともに、関係省庁・団体、その他自治体等と情報交換を行う連絡体制を明確にする(表1. 主な情報の入手先参照)。
- ② 職員等へ迅速かつ適切に周知する方法を整備する。
- ③ 職員等の新型コロナウイルス感染症の感染防止のための知識を高める。

表1. 主な情報の入手先

<b>世界の情報</b>	
・世界保健機関 (WHO)	<a href="http://www.who.int/en/">http://www.who.int/en/</a>
・国立国際医療研究センター	<a href="https://www.ncgm.go.jp/">https://www.ncgm.go.jp/</a>
・外務省海外安全情報	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html">http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html</a>
・厚生労働省検疫所	<a href="http://www.forth.go.jp/">http://www.forth.go.jp/</a>
<b>国の情報</b>	
・内閣官房	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html</a>
・厚生労働省	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html</a>
・文部科学省	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html</a>
・国立感染症研究所	<a href="https://www.niid.go.jp/niid/ja/">https://www.niid.go.jp/niid/ja/</a>
<b>都道府県等の情報</b>	
・東京都	<a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/news/2019-ncov.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/news/2019-ncov.html</a>
・岐阜県	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona.html</a>
<b>その他</b>	
・岐阜県医師会	<a href="http://www.gifu.med.or.jp/">http://www.gifu.med.or.jp/</a>
・岐阜赤十字病院	<a href="http://www.gifu-med.jrc.or.jp/">http://www.gifu-med.jrc.or.jp/</a>
・中部国際空港	<a href="http://www.centrair.jp/index.html">http://www.centrair.jp/index.html</a>
・日本旅行業協会	<a href="https://www.jata-net.or.jp/">https://www.jata-net.or.jp/</a>

## (2) 新型コロナウイルス感染症の流行前の体制確保

新型コロナウイルス感染症の流行時に職員等が多数欠勤した場合を想定し、行政の機能を低下させないため、以下の対策を検討する。

- ① 職員等の役割を明確にし、非常時の連絡体制を整備しておく。
- ② 関係部局間の連携強化や関係機関・団体との連携等、総合的な行政運営体制等を検討する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の流行を想定し、感染防止策や市民生活の維持のため業務継続の優先度の高い業務の検討を行う。(表3. 業務の分類による)
- ④ 上記事項が有効に機能するよう、業務継続体制の検討を行う。

## 3. 新型コロナウイルス感染症の国内発生時の対応

### (1) 情報収集及び周知方法

国内外の新型コロナウイルス感染症の流行及び感染に係る情報に加え、医療機関・社会インフラ・関係する事業者等について情報を収集する。

また、得られた情報は、必要に応じて、本計画や対策の見直しに役立てるとともに、庁内イントラネット、ホームページ等を活用し、職員や関係する事業者、機関・団体等に対しても迅速かつ適切に周知する。

### (2) 職員の感染予防(表2. 一般的な感染予防策参照)

- ① 職員自身の感染予防
  - ・ 咳エチケット並びにせっけんによる手洗い及び消毒液による手指の殺菌を行う。
  - ・ 混雑した場所を避ける。
  - ・ 積極的な換気に努める。
  - ・ 十分な睡眠をとるなど一般的な健康管理を心がける。
- ② 職場の清掃・消毒等の実施
  - ・ 消毒液を全庁に配布し、各課窓口に設置、手指の消毒を行う。
  - ・ 正しい手の洗い方並びに職場の清掃及び消毒方法について職員への周知を行う。
  - ・ トイレの手洗場に設置のペーパータオルを職員が使用することを認め、感染予防に努める。
  - ・ 各課受付窓口の机や椅子、エレベーターボタン、手すり、玄関出入口など共用部の拭き掃除(消毒液(アルコール消毒液、0.05%次亜塩素酸ナトリウム)を用いて)をこまめに実施し、周囲への接触感染を防止に努める。
- ③ 時差勤務の実施及び出張・会議等の自粛
  - ・ 通勤混雑による感染リスクに対応するため、公共交通機関で通勤している職員を対象に混雑時間帯を避ける「時差勤務」を実施する。
  - ・ 不要不急の出張、会議及びイベントの開催は、改めて必要性を精査し、原則控える。

- ・ 公私を問わず、多くの人が集まるイベント等への参加を自粛する。
- ④ 在宅勤務、サテライトオフィス勤務の実施
- ・ 感染者との接触機会を減らす観点から、業務の性質、繁忙等により実施が困難である職員を除き、全職員を対象に希望者を募り実施する。
  - ・ 在宅勤務は、個人情報を取り扱わない業務について、自宅に紙資料を持ち帰り、在宅で勤務する。
  - ・ サテライトオフィス勤務は、職場で使用しているパソコンを持ち出し、指定の施設で勤務する。

表 2. 一般的な感染予防策

ヒトとの距離の保持（咳等による飛沫感染予防）	感染が疑われる者とは少なくとも2m以上の距離を保つ。不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。
手指衛生（本人及び周囲への接触感染の予防）	帰宅後や不特定多数の者が触れる箇所に手を触れた時には、手指衛生を実施する。水とせっけんによる手洗いにより手指の汚れと付着したウイルスを除去する。必要に応じ速乾性擦式消毒用アルコール製剤（60～80%のアルコール製剤で死滅）を使用する。
咳エチケット（咳等による飛沫感染予防）	咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。 マスクがない場合は、ティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側を用いて口や鼻をおさえる。
職場の清掃・消毒（周囲への接触感染の防止）	水、洗剤、消毒液を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃、消毒する（頻度は複数回、清掃実施時間を掲示）。職員等が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員等の機の周辺や触れた場所などを消毒剤により拭き取り清掃、消毒（マスクや手袋を着用）を行う。

(3) 職員に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

① 職員に風邪症状が出現した場合

- ・ 発熱などの風邪の症状がみられた職員は、仕事を休み外出を控える。  
また、自宅療養中は、体温を毎日測定・記録し、回復に努める。
- ・ 所属長は、職員が休みやすい環境整備に努める。

② 職員が「帰国者・接触者相談センター」に相談する必要がある場合

- ・ 以下のア及びイに該当する場合は、すぐに医療機関を受診するのではなく居住地最寄りの「帰国者・接触者相談センター（職員が岐阜市民の場合は、市保健所地域保健課 252-7191）」に電話で相談する。あわせて、所定の様式により、人事課及び職員厚生課に報告をする。

ア 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

以下の者は、風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合

- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある者や透析を受けている者
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者
- ・ 妊娠している者

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③ 職員が、新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、感染が疑われる場合

- ・ 所属長は、所管保健所による調査の結果、新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）と確定された者と職員が濃厚接触した可能性があり、職員に感染した可能性があるとして判断された場合は、感染拡大防止の観点から、該当職員及び関係職員の自宅待機等の必要な対応について、市保健所及び健康管理医と協議する。

（4）職員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応

① 職員が新型コロナウイルス感染症と確定された場合

- ・ 所属長は、職員が、検査の結果、新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）であることが確定した場合は、該当職員に病気休暇の取得等の必要な対応を指示する（休暇の期間は、医師の診断により必要と認められる期間）。
- ・ 所属長は、市保健所が行う調査に協力し、関係職員を把握し、職場の対応について市保健所と協議する。
- ・ 所属長は、消毒液（アルコール消毒液、0.05%次亜塩素酸ナトリウム）を用いて、職場（トイレは0.1%次亜塩素酸ナトリウム）の消毒を実施し、周囲への感染防止を図る。

なお、消毒の方法や範囲等については、市保健所へ確認する。

- ・ 職員厚生課は、アルコール消毒液を備蓄し、貸与する。
- ・ 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局は、感染症の発生に係る公表について、厚生労働省及び岐阜県に情報提供の上、公表する内容の協議を行う。

なお、公表する内容は、原則として、感染した職員の性別、年代、所属部課名、居住地及び症状・経過の概要とする。

② 職員が濃厚接触者であると判断された場合

- ・ 所属長は、所管保健所による調査の結果、職員が濃厚接触者であると判断された場合は、市保健所又は健康管理医と協議の上、該当職員に特別休暇の取得等の必要な対応を指示する。
- ・ 自宅待機の期間は、原則、健康観察期間（市保健所が「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」に基づき発病前の最後の出勤日から14日間の健康観察を行う期間）とするが、その期間については市保健所へ確認する。



- ・ 所属長は、消毒液（アルコール消毒液、0.05%次亜塩素酸ナトリウム）を用いて、職場（トイレは0.1%次亜塩素酸ナトリウム）の消毒を実施し、周囲への感染防止を図る。

なお、消毒の方法や範囲等については、市保健所へ確認する。

## （5）新型コロナウイルス感染症流行時の業務継続体制の確保

### ① 業務の分類について

流行時においては、感染防止対策等に関わる業務が増加するとともに、職員が罹患することにより欠勤者が増加し、業務に支障が生じることが想定される。

市民生活の維持のため、業務継続の優先度が高い業務を精査し、次の基準により、あらかじめ分類する。

表3. 業務の分類

優先度の区分	業務分類の考え方及び主な業務
優先度（高）	感染症対策に関わる業務、社会機能維持に関わる業務、市民の生命財産等に関わる業務、法令等に基づく業務であって非常時であっても業務の休止・縮小ができない業務、組織体制の維持に必要な業務等（医療、保健所、廃棄物処理、水道水の供給、災害対策、埋火葬、高齢者・障がい者等の福祉、各種証明書の発行、庁舎管理、ネットワーク管理に関する業務等）
優先度（低）	職員の欠勤により、市民生活の維持に係る業務を適切に執行するためやむを得ず中断をする業務、イベント・施設の運営等で感染拡大防止のために中断する業務等（施策の企画・立案に関する業務、調査研究や報告書類等の作成業務、緊急性のない検査・監督業務、中止イベント・施設の運営業務）

### ② 業務継続の体制について

- ・ 職員の罹患等により、業務の執行に支障が生じた場合は、まず当該部内で応援する「部内派遣」の制度を活用する。
- ・ 各部長は、部内派遣を行ってなお業務の執行に支障が生じる場合は、人事課に他部からの職員派遣を要請する。

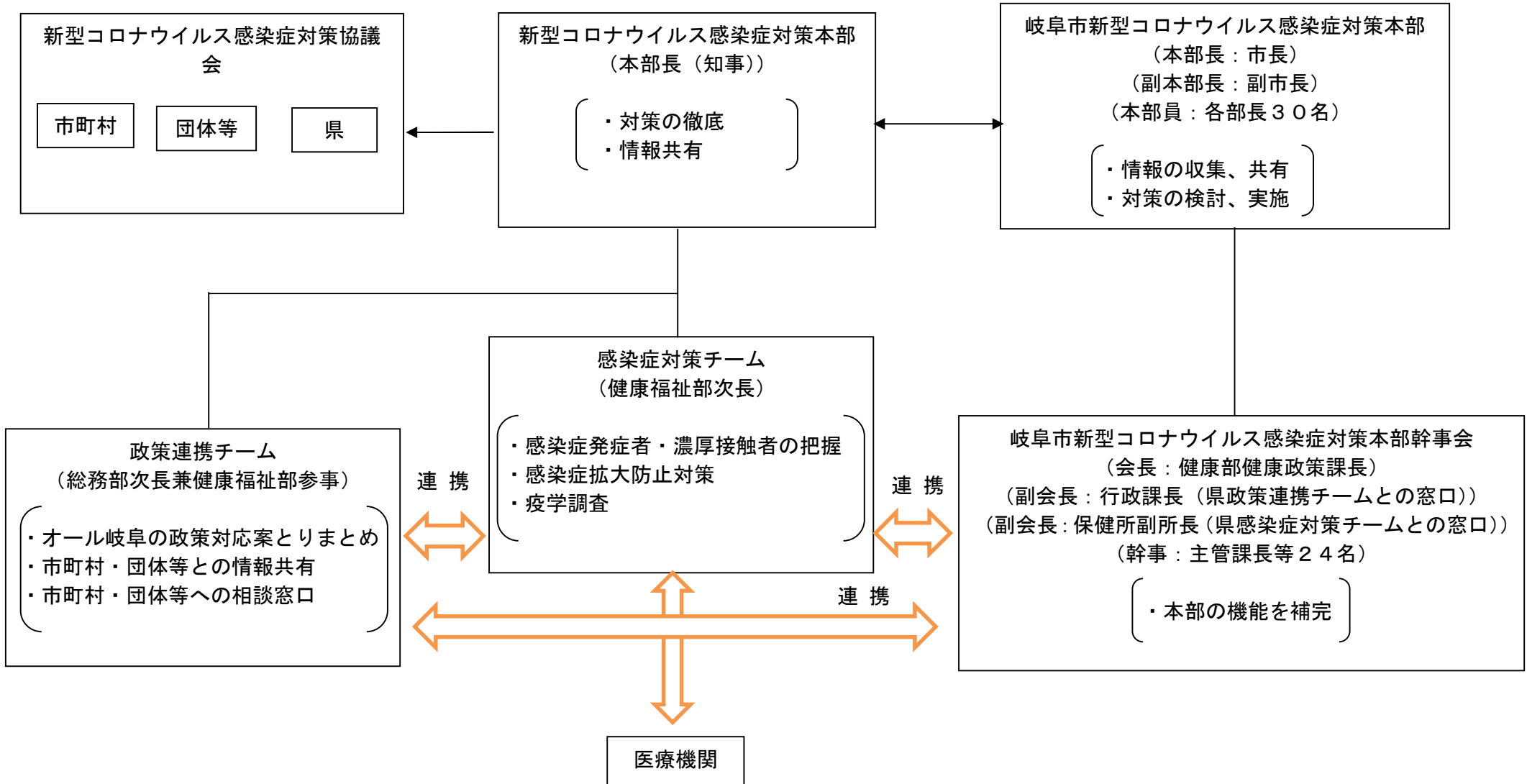
人事課は、事前に過去の職歴等を把握し、優先度（低）の業務に従事する職員から、優先度（高）の実施業務に職員を応援する等の対応により機能の確保を図る。

# 新型コロナウイルス感染症対策推進体制

〔 オール岐阜 〕

〔 県 庁 〕

〔 オール市役所 〕



# 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2020/3/12

